

4月から相続登記が義務化されます

令和6年4月1日より相続登記が義務化となります。
 期限は3年以内となっており、この期限は過去相続未登記である不動産にも適用されるものとなります。
 近年、所有者不明土地が問題となる中、この制度により徐々に解消に向かうといいですね。



制度の概要

○不動産を相続取得した場合、所有権取得を知った日※1 から3年以内に相続登記をしなければならない

○開始：令和6年4月1日から(過去の相続未登記不動産にも適用)

○違反した場合は10万円以下の過料(正当な理由※2がある場合を除く)

- ※1 登記義務は特定の不動産を相続で取得したことを「知った日」から開始するため、取得した不動産を具体的に知るまでは、相続登記の義務は生じない(法務局Q&Aより)
- ※2 相続登記の義務に係る相続について、相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合
 相続登記の義務に係る相続について、遺言の有効性や遺産の範囲等が相続人等の間で争われているために相続不動産の帰属主体が明らかにならない場合 など(詳細は法務局HP参照)



国土交通省の発表によると、所有者不明土地は全国で約410万haあるとされています。これは九州の土地面積約368万haを超えており、相当な規模と思われます。
 また、遺産分割協議が整わない場合でも相続登記義務を履行したとみなされる「相続人申告登記申請制度」も同時に開始します。
 所有者不明土地が減少し、不動産流通が更に活性化するといいですね。



先日、確定申告の打ち上げへ行ってきました！
 確定申告時期は税理士業界の醍醐味、とも言えるような時間でございます。少しバタバタはしますが、お客様と一番お話しでき、あれこれ考えながら申告書を作成し、感謝のお言葉を頂いた際の達成感は税理士業界ならではの思いです。打ち上げのビールは格別でした。が、気を抜き過ぎないようにまた頑張ります！